

平成27年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年6月2日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年6月2日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第37号 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第38号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 4 報告第 3号 専決処分事項の承認について（尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）
（報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 6 報告第 5号 平成26年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 6号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業計画等について
（報告、質疑）
- 日程第 8 発議第 9号 尾鷲市農業委員会の委員の推薦について
- 日程第 9 選挙第 6号 尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員

5 番	小 川 公 明 議員	6 番	濱 中 佳 芳 子 議員
7 番	三 鬼 和 昭 議員	8 番	南 靖 久 議員
9 番	榎 本 隆 吉 議員	10 番	高 村 泰 徳 議員
11 番	奥 田 尚 佳 議員	12 番	三 鬼 孝 之 議員
13 番	村 田 幸 隆 議員		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 専 作 君
教育委員長職務代理	千 種 良 子 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君

監 査 委 員 事 務 局 長

深 瀬 由 佳 子 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長

内 山 雅 善

事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長

岩 本 功

議 事 ・ 調 査 係 書 記

松 永 佳 久

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第37号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から日程第3、議案第38号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（岩田昭人君）登壇]

市長（岩田昭人君） 開会に当たりまして、新しい議会体制も整い、いよいよこれから新たなスタートをされるわけでございますが、議員の皆様方とともに市政発展のため全精力を注いでまいり所存でありますので、今後とも市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、議長の村田幸隆議員及び監査委員の南靖久議員には、引き続き重責を担っていただくことから、今後も市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今回任期を終えられました前副議長の濱中佳芳子議員には、格別の御厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げます次第でございます。

それでは、平成27年第2回定例会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、地方創生に向けた取り組みであります。

人口減少、超高齢化という喫緊の課題に対応するため、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定され、全国の自治体においても、それぞれの特性を生かした自律的で持続的な地域社会の創生に取り組むことが求められております。

本市におきましては、地方創生を行う交付金事業を実施する中で、人口動向を分析し将来展望を示す人口ビジョンや、今後の施策の基本的な方向性を示す総合戦略を作成しているところであります。

策定に当たっては、全庁横断的な体制をとるため、関係課で構成する尾鷲市まち・ひと・しごと創生推進本部及び作業部会を整え、本市の人口減少の克服と地域の持続的な活性化に向け、取り組んでいるところであります。

また、人口ビジョン及び総合戦略を策定していくに当たり、行政だけではなく外部の有識者及び議員の皆様等の意見を広く反映させることが必要なため、外部委員会の設置に向けて準備を進めてまいります。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、基本的な考えの中で、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な雇用の量の確保・拡大を実現すると、仕事の創出を図る戦略を立てておられるところであり、本市におきましても、地域経済の活性化や人口減少を克服するためには、雇用の創出が喫緊の課題であると認識しております。

このような中、去る3月31日にエネルギー施策の実現に関する請願書が尾鷲商工会議所より提出されたところであり、これを受けて平成27年第1回臨時会で、新たなエネルギー施策の実現に関する決議が行われたところであります。

この決議の本旨である中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所のリプレースにつきましては、雇用を初めとする市内経済発展に多大なる効果が期待でき、この実現に向けて商工会議所、市議会、市が一体となった要望等の活動を国、県及び関係者の方々に対して先日行ったところでございます。

今後も、市民及び関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、力を合わせ取り組んでまいります。

次に、食のまちづくりの推進につきましては、昨年度に取りまとめました基本計画に基づき、水産、農業、商工、観光振興等の食で攻める分野、コミュニティ、福祉、教育推進等の食で守る分野について、関係各課において本年度の取り組みを開始しております。

また、新たな食をテーマとして継続的な事業展開を行うに当たりましては、関係民間団体や事業者等と共に創る取り組みが必要不可欠であり、今後、外部専門

家も交え、ワークショップ等も開催しながら取り組みを進めてまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

尾鷲港産地協議会では、これまで尾鷲魚市場の水揚げ増大や水産物の高付加価値化、また、尾鷲魚まつりなど、魚食普及に取り組まれております。

同協議会では、尾鷲の魚を市内外に情報発信していくため、今年28日に全国12カ所で一斉開催される第6回日本さかな検定の会場誘致を行い、魚のまち尾鷲としての知名度アップや、尾鷲の水産物の魅力を情報発信していくこととしております。

また、検定会場となる県立熊野古道センターに隣接する夢古道おわせにおいて、さかな検定の開催にちなんだ協賛フェアとして、旬の地魚などを使ったランチバイキングのイベントも行われており、本市といたしましても、この機会をチャンスと捉え、今後、地元特産品の販路開拓等につなげてまいりたいと考えております。

一方、本市では、漁業の重要性や魚食文化の継承の観点から、水産関係団体と連携した事業の実施や、学校独自の取り組みにおいて、小学校における干物づくり体験やアオリイカ料理教室などを実施しております。

今回、義務教育の最終過程である中学校教育においても、本市で水揚げされる魚のさばき方や伝統的な調理法の体験、また、本市の水産業について関係者から直接学べる機会を、郷土愛を育むふるさとキャリア教育に位置づけ、新1年生が鮮魚を丸ごと1匹使った調理方法を学んでまいります。

本市ならではの学校と産地が一体となった魚食教育の実践可能な体制づくりを構築し、継続して魚に触れることのできる機会を確保できるよう3年間のカリキュラムとして取り組んでまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

まず、尾鷲まるごとヤーヤ便につきましては、昨年は、メディアを通じたPRや、ふるさと納税の返礼品としての需要拡大もあり、過去最高の2,200件余りの申し込みをいただきました。7年目を迎えたことしも、新商品や申込者との交流企画をバージョンアップの上、オリジナルパンフレットを制作し、7月4日を期限に受け付けているところであります。

今後、締め切りに向けて、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会等と連携し、PRに努めてまいりますので、御支援、御協力をお願いいたします。

次に、ことしで4年目となる尾鷲ものづくり塾についてであります。

この塾では、特産品開発や既存商品の改良等に意欲的な事業者を対象としたセミナー及び専門アドバイザーによる年間を通じた個別相談を行うとともに、都市部や地域で試食等のマーケティングも実施することで、特産品開発を支援する取り組みとしております。

今年は、県の支援によって紀北町と協働で今月下旬から開催を予定しておりますので、ぜひ御参加ください。

次に、これら特産品等、尾鷲の食の情報発信への取り組みについてですが、去る5月16日に東海地域で話題の新スポット、テラスゲート土岐において、地域特産品のPR等を関係団体とともに行っております。

また、東京にある三重県のアンテナショップ三重テラスにおいて、今月12日にメディア等でも活躍中の枝元なほみ氏による、おわせ魚バルを開催いたします。

内容としましては、枝元氏による尾鷲の地魚を使った料理を提供するとともに、トークショー形式にて、地域おこし協力隊による早田のまちおこしの事例や尾鷲まるごとヤーヤ便について、尾鷲観光物産協会とともに紹介させていただきます。

このように、今後も尾鷲の食に関する情報発信について、関係団体や事業者等とも連携しながら取り組みを進めてまいります。

次に、地域商品券発行補助金についてであります。

市外への消費流出を防ぐ対応策や市内消費活性化対策として、尾鷲商工会議所等と協力の上、地域商品券発行事業を進めており、現在、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会及び尾鷲市商店会連合会で構成するつばき振興券事業実行委員会において企画検討がなされており、プレミアム10%がついた1冊当たり1万円の商品券を2万5,000冊、総額2億7,500万円分を7月27日から発売する予定となっております。

このように、市内消費喚起につなげるべく、同実行委員会と連携しながら取り組んでまいりますので、市民の皆様につきましても、御利用していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、集客交流の推進についてであります。

まず、地域内外の皆様に尾鷲の町なかを楽しみながら回遊してもらい、町なかの活性化につなげることを目的としたまちの駅は、本年度も県下最多24駅の参加のもと、取り組みをスタートしております。

現在、年間を通じて、まちの駅オリジナルフード、おわせ棒の販売を開始しており、さらに、ことしから新たにまち歩きクーポン等がもらえるスタンプラリー

も行っております。

今後も、まちの駅を通じたまち歩きツアーなど、魅力ある集客イベントも開催するなど、取り組みを発展させてまいりたいと考えております。

次に、町なかのにぎわいづくりと活性化につなげるため、尾鷲商工会議所と共催で、去る5月23日に開催した第3回尾鷲旬のコツまみバルについてであります。

今回は、まちの駅との連携企画として4駅がおわせ棒を提供するなど、市内47店舗の飲食店が参加のもと、およそ5,000食分のチケットが完売となりました。

当日は、バルマップを見ながら楽しげに歩くグループも大変多く、ピーク時には多くの店舗が満席となるなど、盛況となりました。

参加いただいた皆様は、市内及び紀北町、熊野市等の近隣市町を初め、津市や四日市などの県内のほか、県外からの来訪者も前回にも増して多く見られるなど、観光集客面においても、食のまち尾鷲の魅力をPRする大変よい機会になったと考えております。

次に、恒例となっております観光イベント等についてであります。

夏の最大イベントである8月1日開催予定のおわせ港まつりでは、例年多くの市民の皆様や帰省客等を中心に、花火大会などのアトラクションを楽しんでいたっており、イベント内容、詳細につきましては、今後、尾鷲観光物産協会や関係団体で構成される、おわせ港まつり実行委員会において検討していただくこととなっております。また、例年、市民の皆様にも清掃ボランティアへの参加や協賛金のお願いなどで御協力をいただいております、ことしも市民一体となったイベントとして盛り上げてまいりたいと考えておりますので、この趣旨を御理解いただき、何とぞ御協力をよろしくお願いいたします。

次に、子育て支援についてであります。

本市におきましては、昨年度から人口減少対策の一環として、子育てしやすいまちづくりに取り組んでおり、尾鷲子育てまちづくり座談会の開催や、去る3月19日には少子化危機突破フォーラム in 尾鷲の開催誘致などを行ってまいりました。

本年度は、海の子育て、山の子育てを主眼に置くわんぱく子育てのまちづくりに取り組んでいくため、地域の受け皿を含めた仕組みづくり、自然の中での子育て体験事業や南三重田舎暮らし体験ツアー事業を進めていくとともに、これらに

よって定住・移住の促進にもつなげてまいりたいと考えております。

一方、本年4月から、質の高い幼児期学校教育、保育などの提供を主眼とした子ども・子育て支援新制度が始まり、本市におきましても、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画に掲げる学校教育、保育を初め、延長保育、一時保育などの特別保育事業や放課後児童クラブ、乳児訪問や養育支援など、保護者のニーズに合わせたさまざまな子育て支援に取り組んでおります。

さらに、7月から発売する地域商品券の購入補助や、第3子が生まれた世帯に対する2年間にわたる紙おむつ購入助成、妊娠を望む夫婦への特定不妊治療費補助事業、任意の予防接種についての全額助成、さらには子ども医療費助成の対象を中学生の入院に拡大するなど、一層の子育て支援に取り組んでおり、今後も、みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまちに向けた施策を進めてまいります。

次に、生涯教育の推進についてであります。

生涯教育の推進には、学校教育だけではなく、生涯にわたり学び続けることを通じて、みずから課題を見つけ、みずから学び考える力や豊かな人間性を育み、新しい知識や能力を主体的に取り入れることが重要であり、本市におきましては、尾鷲市教育ビジョンの中で、尾鷲で育ち、尾鷲で学び、尾鷲を愛す、おわせ人づくりとして、地域資源や歴史・文化資源などの独自の価値を学ぶことを基本指針として位置づけているものであります。

この教育ビジョンの基本指針を実現する一環といたしまして、これまで本市が取り組んでまいりました地域づくりとも連動させる中で、現在、公民館講座、コミュニティセンターでの活動、文化財の保全活用といった学びに関する事業を尾鷲学としてパッケージ化しようとしております。

尾鷲学とは、尾鷲に学ぶことから始まります。地元の人が主体となり、市外の人意見や視点も加えながら、尾鷲を調べ、独自の風土、歴史、生活文化を見直し、学ぶことを通じて地元の人がそれを再発見、再認識することで、地域の風土、生きた文化や伝統を尾鷲に残すことができ、地域に根差した地域づくりを行うものであります。

本年度におきましては、尾鷲学に関する活動を進めていただいております人々の交流を行う中で、本市が進めております子育てしやすいまちづくりとも連動させ、本市独自の魅力を、尾鷲学を通じて、子供たちや子育て世代を含めた多くの市民の皆様に伝えてまいりたいと考えております。

次に、読書活動の推進についてであります。

児童・生徒、市民の皆様の読書活動を推進、活性化させるため、図書の購入と読書活動の啓発を進めております。

各学校におきましては、図書室における蔵書の充実を図るとともに、子供たちの読書活動につながるよう、図書室を活用した授業の工夫や展開を進めてまいります。

また、各学校における定期的な読み聞かせの実施や家庭でのファミリー読書の取り組み推進などを図り、子供たちが本に触れる機会をふやすべく取り組んでまいります。

さらに、読書を行う環境を整えるため、本年度配置した学校図書館司書や各学校の図書館ボランティアと市立図書館とが連携して研修会を開催するとともに、市立図書館の蔵書を活用するため各学校へ貸し出ししてまいります。

市立図書館におきましては、図書館便りの内容を充実させるなど、今まで以上に本に関する情報発信の充実に努め、多くの市民の皆様に本に触れ、読書を楽しんでいただけるような取り組みを進めてまいります。

次に、新しい学校づくりの協議についてであります。

昨年から、地域におけるより望ましい学校のあり方について検討を進めている三木小学校、三木里小学校につきましては、両地区のPTAや地区関係者10名の委員で構成された新しい学校づくり準備会が7回にわたって開催され、活発な意見が出される中、自然や活力を生かし、地域とともにつくるコミュニティスクールづくりに向けて両地区が力を合わせ取り組んでいくことが確認されております。

これまで、統合や校区のあり方とともに、地域の資源や財産を見直す中で、両地区からの参加者間において密接な協働関係が構築されてきており、新しい学校づくりを核とした新たなきずなが生まれ、新しい学校づくりを支えていく体制もつくられてきております。

準備会からは、小規模学校が持つ特性を生かしながら、地域の自然や資源を生かしたコミュニティスクールとして、新しい枠組みの中での学校づくりが提案されており、今後、尾鷲市立小中学校の配置計画の再検討も含めて、検討、協議を進めてまいります。

次に、災害時の防災協定についてであります。

去る4月16日に、三重県石油商業組合内の市内組合員10社との間で、災害時における石油類燃料の供給に関する協定を締結いたしました。これは、大規模

災害時に必要となる石油類燃料を本市からの要請に対し優先的な調達及び安定供給を行うことを目的とするもので、これによって、災害時に必要な燃料が確保され、救出・救助活動や被災者への支援等が円滑に進むことが期待できます。

また、去る5月12日には、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間で、災害の予防及び災害時の応援に関する業務の協定を締結いたしました。このことによって、迅速な復興事業推進のために不動産の権利関係を明確にすることができる体制づくりが整備されました。

このように、さまざまな関係機関との防災協定を締結することで、有事の際には復興活動がスムーズに行えるよう、協力体制を確立していくことが市民の皆様への不安を少しでも取り除けると考えております。

次に、防災訓練についてであります。

今月21日、須賀利町におきまして、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化、さらに、顔の見える関係性を築くことを目的に、尾鷲市土砂災害総合防災訓練を実施いたします。

今回の訓練は、大雨警報や土砂災害警戒情報による避難勧告の発令及び大規模な土砂災害や道路崩落等の発生による須賀利町の完全孤立を想定するものであり、この想定のもと、情報伝達訓練や避難訓練、防災関係機関との連携による土砂災害対処訓練を行うなど、多岐にわたる訓練を実施いたします。

また、陸路からの応援が困難な想定とすることから、尾鷲海上保安部、尾鷲市水難救済会に協力を依頼し、現地災害対策本部員や市内防災関係機関の職員が海上保安庁船艇や漁船に乗り込み、現地へ進入いたします。

今回の訓練の特徴といたしましては、紀北町との連携のもと、紀北町消防団と尾鷲市消防団が協力して救出、救助を実施することです。

本訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対しての住民への防災・減災意識の向上も図り、いかに自助、共助が大切かを改めて認識していただきたいと考えております。

次に、中村山避難路建設整備につきましては、先般、工事が完了し、完了検査の実施を待つ段階となっております。

この施設によって、津波等の災害に対して、施設がある尾鷲小学校の子供たちだけでなく、近隣の住民にとっても、より早く安全に高台である中村山に避難できることとなります。

今後は、この施設を活用して学校と住民が連携した避難訓練などを実施し、有

効性を高めてまいります。

また、津波浸水域に立地している尾鷲第三保育園及び矢浜保育園の安全な場所への移転や、尾鷲第四保育園の耐震化につきましては、尾鷲市保育所整備基本計画に基づき、現在、矢浜保育園の建設に向けた準備を進めており、今後も尾鷲第三保育園と尾鷲第四保育園の実施設計に順次取り組むなど、一日も早い安全な保育環境の整備を進めてまいります。

次に、集落支援についてであります。

本市では、平成23年度から地域おこし協力隊事業に取り組み、現在、九鬼町を初め、4人の隊員が地域活性化に向けた集落支援事業等を行っております。

本制度は、地域資源を生かした地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図るものであり、九鬼町では、廃業した飲食店を利活用し、地域でとれた魚などの食材提供を行う網干場を先日オープンいたしました。

これは、これまで地域の皆様が中心となってさまざまな活性化事業を推進してこられた実績と、若い力である地域おこし協力隊の努力が相乗効果としてあらわれたものであります。

現在は、土曜日と日曜日の食堂の営業と、月曜日から水曜日まで喫茶のみの営業を行い、開業以来、多くの皆様が御来店いただいております。これは、本事業が早田町の笑顔食堂のような地域ぐるみでの活性化活動の一環であることや、安全で安心な海産物など、地域の食が求められている結果であると考えております。

何より地域の皆様が明るく笑いながらこれら活動を実践しているその光景は、本市が目指す地域活性化が実現したと感じたところであり、今後は、それぞれの成功事例をもとに、地域おこし協力隊員の他地域への配置も含めて集落支援を進めてまいります。

次に、地区センター及びコミュニティセンターの建設についてであります。

昨年度完成した九鬼センター、九鬼コミュニティセンターは、地区及び各関係者の皆様の御協力のもと、去る4月18日に竣工式をとり行い、より住民が利用しやすい総合的なまちづくり拠点活動の場として期待しているところであります。

本年度は、南輪内センター、曾根コミュニティセンターの建設を予定しており、本施設には、郷土資料室、地域交流室を配し、歴史、文化の伝承、住民間の交流など、地域の拠点となるような施設の建設を目指してまいります。

次に、高齢者保健福祉についてであります。

本年4月に介護保険法が改正され、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮ら

し続けるための介護、医療、生活支援、介護予防の充実による地域包括ケアシステムの構築が求められる中、本市におきましても、尾鷲市高齢者保健福祉計画に掲げる地域包括ケアシステムの構築と日常生活支援総合事業の実施に向け、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働で仕組みづくりを進めております。

中でも、要支援1及び2の方に対する訪問介護及び通所介護が介護保険給付から本市の地域支援事業に完全移行される平成29年度に向けて、既に事業実施に取り組んでいる先進地の事例研究及び意見交換を行うなど、本市の課題を整理しながら取り組んでいるところであります。

その一つに、要支援1及び2の高齢者世帯に対する生活支援サービスとして、区や自治会等の団体が対象世帯を訪問し、見守りを兼ねたごみ出し支援を行う場合に、活動費の一部を補助する制度を開始してまいります。

そのほかにも、介護事業所等との協議、連携を初め、高齢者の集いの場として開催するサロンの試行も含め、計画的な取り組みを進めてまいります。

次に、医療体制の確保についてであります。

尾鷲総合病院につきましては、現在、三重大学、伊勢赤十字病院から医師を派遣していただくとともに、バディホスピタルシステムによる2カ月の医師派遣につきましても、伊勢赤十字病院から平成28年7月までの決定について通知をいただきました。

また、日曜、祝祭日の救急診療につきましては、紀北医師会に御協力をいただいているところであります。

このように、尾鷲総合病院は、三重大学、伊勢赤十字病院、紀北医師会などの御協力を得て、日々の診療業務や365日24時間の救急医療体制を維持している状況であります。

今後も、引き続き、関係医療機関はもとより、議会並びに市民の皆様の御協力をいただきながら、救急医療体制の堅持に向け、常勤・非常勤医師の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、尾鷲市スポーツ推進計画についてであります。

昨年度、準備会にて検討してまいりました尾鷲市スポーツ推進計画は、本年度、尾鷲市体育協会等の関係団体にて策定委員会を発足し、基本理念を「だれもが楽しめるスポーツの振興～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲！～」として策定を進めているところであります。

人々の価値観やライフスタイルが多様化している今日におきましては、人生をより豊かで充実したものとするために、スポーツは欠くことのできないものとして、ますますその重要性が高まっております。

スポーツは、地域と地域の交流を活性化させる効果もあることから、近隣市町を含めた視点による体系的かつ計画的なスポーツ振興施策が必要であります。

基本計画では、スポーツの定義を、運動競技とともにウォーキングや登山、海水浴やスキューバダイビングといったレクリエーションも含めた幅広いものとして捉えるとともに、競技するだけでなく、見る、支えるといったこともスポーツの一環として考え、誰もが楽しめるスポーツの振興の実現を目指してまいります。

また、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等がこれからの本市のスポーツ振興において欠くことのできない組織であることから、その強化・サポート体制の充実も検討いたします。

こうした本市におけるスポーツ振興の指針となる基本計画を、検討委員会を中心に策定し、9月をめどにお示ししてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。

生まれ故郷はもちろんのこと、お世話になった地域、これから応援したい地域にも力になれる制度として平成20年度に制度化されたふるさと納税は、消費税を初めとする税への関心の増大、今年度からの控除限度額の拡充、確定申告手続の簡素化を図るワンストップ制度の施行などによって、今後もさらに全国的に増加するものと考えております。

本市におきましても、平成20年度には8件、49万円であったものが年々増加し、平成26年度には5,168件、7,783万1,000円となるなど、本制度への関心の高まりをあらわしており、昨年度に引き続き、本年度に入りましても、返礼品のリニューアルやホームページなどでのPRが功を奏し、5月31日現在で1,730件、4,239万5,000円の申請をいただいております。

今後は、尾鷲市をもっと応援していただく仕組みとして、これまで以上にPRを行っていくことはもちろん、昨年度寄附をいただいた皆様に対して、おわせ港まつりでの招待席を設けるなど、寄附と返礼品のやりとりだけで終わることのないつながりをつくり、寄附をいただいた皆様全ての方がおわせ応援団として今後も本市にかかわっていただけるような仕組みをつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、エリアワンセグ放送についてであります。

エリアワンセグ放送は、防災行政無線が聞き取れない等の解消や、災害時の防災情報をわかりやすく的確に届けることによって、市民の皆様の適切な判断や迅速な避難行動につなげることを目的に導入しておりますが、平常時では情報発信ツールとして運用すべく、今月から議会における本会議や各委員会の放送を始めしております。

また、現在、イベント情報等の効果的な放送方法を考えながら、随時試験的な放送も行っております。

今後につきましては、全戸配布終了をめぐり、エリアワンセグ放送の特色を生かしながら、行政情報の放送を実施してまいります。

それでは、今回提案しております議案第37号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び議案第38号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の2議案について御説明いたします。

議案第37号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、昨年の第3回定例会にて議決いただきました同条例に規定する職員のうち、保育士としてみなすことのできる職種に、准看護師を追加するものであります。

次に、議案第38号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」であります。

今回の補正予算は、当初予算編成後の事由により緊急に対応が必要な経費等について計上するものであります。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第2号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計は1,066万円を追加し、予算総額を96億7,722万円とするものであります。

2ページをごらんください。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

13款国庫支出金188万5,000円の増額は、入所期間延長による母子生活支援施設入所措置費に対する国庫負担金の増額、生活保護法改正に伴う生活保護システム改修費用に対する生活保護適正実施推進事業補助金の追加によるものであります。

14款県支出金133万1,000円の増額は、入所期間延長による母子生活支援施設入所措置費に対する県負担金の増額、人権教育研究推進事業委託金の追加が主なものであります。

17款繰入金934万1,000円の増額は、今回の補正財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款諸収入189万7,000円の減額は、地域支援事業受託事業収入379万7,000円の減額と、宝くじの社会貢献事業として地域防災組織育成助成事業助成金190万円が認められたことによるものであります。

次に歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

まず、議会費では、議会運営経費で、地方創生まちづくり特別委員会管外視察旅費として199万8,000円の増額、情報伝達の即時共有化、議会運営の効率化、ペーパーレスによる環境負荷の軽減等を図ることを目的に委員会においてタブレット端末を導入するに当たり、その関連経費として524万円の追加であります。

総務費では、防災費で、宝くじの社会貢献事業である地域防災組織育成助成事業助成金が認められたことから、大型炊き出し用鍋購入等に対する尾鷲市自主防災会連絡協議会への一般コミュニティ助成事業補助金190万円の追加であります。

民生費では、介護保険費で、3年に1度の介護事業計画の見直しにより受託費が減額となったことに伴う地域支援事業費380万6,000円の減額、介護保険法に定める要支援認定を受けた高齢者で、ごみ出しが困難な世帯に対し、見守りを兼ねたごみ出し支援を行う団体へのごみ出し支援事業補助金10万8,000円の追加、児童措置費で、当初の見込みから入所期間が延長になったことによる母子生活支援施設入所措置費295万1,000円の増額、生活保護総務費で、生活保護法改正に伴う生活保護システム改修委託料82万1,000円の追加であります。

消防費では、常備消防費で、初任者研修に係る旅費の増額に伴う三重紀北消防組合負担金66万3,000円の増額、消防救急デジタル無線共通波整備に係る三重県市町総合事務組合に対する管理費用負担金30万円の追加であります。

教育費では、教育振興費で、尾鷲小学校が人権教育研究推進事業の指定校に選ばれたことによる事業費20万円の追加、文化財保護費で、熊野古道曾根次郎・太郎坂沿いにある危険倒木処理手数料22万5,000円の追加であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

追加で、ペーパーレス会議システム利用料は、期間を平成28年度から平成30年度まで、限度額を299万7,000円とするものであります。

以上をもちまして、議案第38号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第4、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」から日程第5、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」までの報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件について御説明いたします。

4ページの報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する法律の改正に伴う事業の追加及び固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

次に、7ページの報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する法律の改正に伴う固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

いずれも、地方自治法第179条第1項の規定により本年4月1日に専決処分

したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議長（村田幸隆議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第4、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第3号は承認をされました。

次に、日程第5、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」についてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第4号は承認をされました。

次に、日程第6、報告第5号「平成26年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第7、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業計画等について」までの報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告第5号「平成26年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成26年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業計画等について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） それでは、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業計画等について」につきまして御説明いたします。

平成27年度事業計画及び予算の1ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをごらんください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

平成27年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページをごらんください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートや、せぎやま倶楽部の文化芸術展及びダンス発表会、共催事業として第30回全国尾鷲節コンクール、その他発表会、並びに映画会を中心とした計画となっております。

次に、6ページをごらんください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用収益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益1,300万円は、入場料等収益620万円、貸館利用料収益650万円が主なものであります。

次に、管理受託収益が4,936万円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会

館の管理受託収入であります。

収入の部合計は6,237万7,000円であります。

次に、7ページをごらんください。

支出の部、事業費であります。このうち主なものは、給料手当697万3,000円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金753万9,000円は嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費230万8,000円は職員1名及び嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費963万4,000円、賃借料218万9,000円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費2,171万6,000円は自主事業公演委託料等であります。

手数料209万7,000円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は5,614万3,000円となり、前年度と比べ67万3,000円の減となります。

次に、8ページをごらんください。

管理費ですが、これは、会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なもので、臨時雇用賃金235万6,000円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

委託費149万4,000円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は623万4,000円となり、支出の合計は6,237万7,000円となります。

9ページから10ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業計画等について」の御説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結をいたします。

次に、日程第8、発議第9号「尾鷲市農業委員会の委員の推薦について」を議

題といたします。

本件につきましては、農業委員の任期が本年6月15日をもって満了となることに伴い、市長より推薦依頼がありました。推薦の方法については、従来どおり議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、事務局長をして、お手元に配付の発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) それでは、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、ただいま朗読いたしましたとおり、尾鷲市農業委員会の委員として、本市議会推薦による学識経験者には黒次美さんを推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、尾鷲市農業委員会の委員には黒次美さんを推薦することに決定をいたしました。

次に、日程第9、選挙第6号「尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) 本件につきましては、ただいま朗読のとおり、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年7月3日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙管理委員会委員及び補充員をそれぞれ選挙することになっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により、投票にかえて指名推選の方法を用いることができることになっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法は指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定

をいたしました。

次に、指名の方法についてお諮りをいたします。

指名につきましては、議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員会委員には、松永洋一さん、川口京子さん、加藤大雄さん、日富祥子さん、以上4名を、補充員には、加藤一至さん、塩津史子さん、田中繁勝さん、濱野京子さん、以上4名の方々を当選人と定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定をいたしました。

なお、委員中に欠員が生じた際の補充員からの繰り上げの順序は、ただいま発表いたしました順序によることといたしますので、御了承願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす3日水曜日から5日金曜日まで議案調査のため休会といたし、8日月曜日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午前10時58分]